安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト

　教職員の皆さんの技術の提供又は貨物の輸出について、下記チェックリストに該当するかどうか個別に事前確認をお願いします。該当する場合や該当するか不明な場合は、このシートを「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」に添付して提出願います。

注）学会発表・論文発表など公表することを前提とした原稿の送付、自己使用目的で海外へPCを携行する場合は輸出管理の対象外となり、事前確認不要です。

|  |
| --- |
| １．リスト規制、キャッチオール規制、インフォーム要件の確認 |
| 【１】下記のリスト規制技術等に該当するか？１．武器 ２．原子力 ３．化学兵器 ３の２．生物兵器 ４．ミサイル ５．先端素材 ６．材料加工 ７．エレクトロニクス ８．電子計算機 ９．通信 １０．センサ １１．航法装置 １２．海洋関連 １３．推進装置 １４．その他 １５．機微品目**⇒経済産業省Webサイト「貨物・技術のマトリクス表」****http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\_intro.html** | □はい　　□いいえ↓「はい」の場合貨物：輸出令　　　項　　　号技術：外為令　　　項　　　号 |
| 【２】キャッチオール規制技術等に該当し、かつ、提供先の所在地が下記ホワイト国以外であるか？ホワイト国…アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク**⇒対象品目は下記サイトから「16項貨物・キャッチオール規制対象品目表」参照****http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html** | □はい　□いいえ↓「はい」の場合16項貨物・キャッチオール規制対象品目表　　　　　部　　　　　類 |
| 【3】経済産業大臣から輸出許可申請をすべき旨の通知を受けている | □はい　□いいえ |
| ※１　上記【１】【２】【３】のいずれもが「いいえ」であれば申請は不要です。上記【１】【２】【３】のいずれかに、「はい」がある場合は、以下の事項も確認の上、下記のいずれかに「はい」があれば、本リストを添付して「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」を提出ください。 |
| ２．用途要件の確認 |
| 【４】大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、細菌兵器、ロケット、無人航空機）の開発、製造、使用、貯蔵に転用の可能性がある | □はい　□いいえ |
| 【５】別表（※２）に挙げる行為（核燃料、核原料物質、原子炉（部品、付属装置含む）の開発、製造、使用、貯蔵、重水の製造、核融合、核燃料物質の加工・再処理）に転用の可能性がある | □はい　□いいえ |
| 【６】別表（※２）に挙げる行為（軍や国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うか、これらから委託を受けて行うところの、化学物質、微生物、毒素、ロケット、無人飛行機の開発、製造、使用、貯蔵、または、宇宙に関する研究）である | □はい　□いいえ |
| 【7】仕向地がアフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダンであって、通常兵器の開発、製造、使用のために用いられる可能性がある | □はい　□いいえ |
| ３．需要者要件の確認 |
| 【８】需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか？**⇒経済産業省Webサイト「外国ユーザーリスト」****http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list** | □はい　□いいえ |
| 【9】需要者が過去から現在にかけて大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、細菌兵器、ロケット、無人航空機）の開発、製造、使用、貯蔵に当たる行為を行ったことがあるか？ | □はい　□いいえ |

※1　安全保障輸出管理制度についての概要は、経済産業省の下記サイトも参照ください。

　　　　経済産業省「安全保障貿易管理」　<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

※2　輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）

※　その他、不明な点等あれば、先端科学・イノベーション推進機構にお問い合わせください。

　　　　E-mail：titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp　（事務窓口：産学連携課知的財産係）

学内審査申請書整理Ｎｏ．【※申請者記入不要】